

第五十一次国会 建設委員會議録 第二十号

昭和四十一年四月二十日(水曜日)

午前十時四十分開議

出席委員

委員長 田村 元君

理事 井原 岸高君

理事 川村 継義君

理事 藤澤 寛君

大石 八治君

佐藤 孝行君

福永 一臣君

山本 幸雄君

井谷 正吉君

吉田 賢一君

理事 松澤 雄藏君

理事 下平 正一君

稻村左近四郎君

大倉 三郎君

服部 安司君

藤尾 正行君

渡辺 栄一君

稲富 稜人君

瀨戸山三男君

藤山愛一郎君

鴨田 宗一君

建設大臣

出府政府委員

官 經濟企画事務次

官 總理府事務官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

官 建設政務次官

同月二十日

委員木部佳昭君、湊徹郎君及び山下榮二君辞任につき、その補欠として藤尾正行君、大石八治君及び吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員大石八治君、藤尾正行君及び吉田賢一君辞任につき、その補欠として湊徹郎君、木部佳昭君及び山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

本日開議に付した案件

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二四号)

法律案(内閣提出第二二四号)

特殊土、よ、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件

○田村委員長 これより会議を開きます。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

本日は、本案審査のため参考人として日本道路公団理事藤森謙一君が出席されております。同君の御意見は質疑応答の形式で聴取したいと存じますので、さよう御了承願います。

質疑の通告がありますので、これを許します。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 たいま議題となりました法案に關連いたしました、瀬戸山建設大臣を中心に少し伺ってみたいと思ひます。

第一点用地の問題でございます。瀬戸山建設大臣は特に土地、地価等につきましては深い造詣と卓越した見識をお持ちなのであります。昨年の十一月でありましたか、閣議で地価対策閣僚協議会の結論が出たと伝えられております。

そこで、その建設大臣の意見は世上に流布されておりますが、これはわれわれとしましては非常に共感を覚える内容を持っておりますので、きわめて重要な建設省の主管大臣であり、閣僚の一人といたしまして、この国土開発縦貫自動車道建設事業並びに膨大な道路整備の国策遂行に当たっておられるお立場から、その構想の骨子をひとつ伺いたいと思ひます。

伝わるより、瀬戸山建設大臣は、土地につきましても商品は、瀬戸山建設大臣は、土地につきましても商品でないという考え方をとおりになっております。これは非常に注目すべき見解でございます。特にこれは一般の産業の生産貨物等とは違って、土地は地球の一角である、人間がつくったものではないということをお述べになり、しかも人間は土地を離れては生活ができない、ゆえに土地はみんなのものである、土地は社会公共のために用いられるべきものである、こういうような構想が述べられておられるのであります。これはきわめて注目すべき一つの進歩的傾向といたしまして、これを明らかにしていただくことは非常に重要なことと思ひます。ひとつこの点につきましまして建設大臣の所信をはつきりとしてもらいたいと思ひます。

○瀬戸山國務大臣 私が、表現のよしあしは別といたしまして、土地は商品ではない、こういう表現を使っておられるわけでありまして、厳密な意味において、あるいは商業取引あるいは経済学、商品学というのがあるかどうか知りませんが、商品学というもので商品とは何ぞや、こういう厳密な意味の定義的な意味で土地は商品ではない、こういうことを申し上げておられるつもりではございません。ただそういう表現を使いましたのは、土地についていろいろ理論があると思ひますが、そういう理論では、率直に言つてなかなか理解がむずかしいから、土地は商品でないというような端的な表現

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

もちろん御承知のとおり、土地政策というものは、過去から、こまかく検討いたしておりませんけれども、いろいろな変革があります。そのときの状況によつて、あるいは人口の多寡によつて、またいわゆる限られた人間社会の諸制度の中で、限られた量である。その広さ狭さによつていろいろな取り扱いが違つておりますから、一定不変のものはないと思ひますけれども、そういう状況に応じて、土地と人間關係というものをそのつど判断をし、人間の生活活動に適正な利用方法といひますか、活用ができるような考え方でこれを処理

と申しますか、考え方で、各方面でこの土地と人間との關係をもう少し真剣に考えていただく必要はないという発言をしておられるのであります。といひますのは、いまも引用なさつたように、売買されたり、あるいは所有権を認め、売買によって移動するといふ意味においては、あるいは商品の取り扱いが行なわれておりますけれども、これはずっと突き詰めて考えますと、いまも引用されたように人間のつくつたものでもないし、またきわめて厳密な意味においては、これは増減のできないものである、移動もできない。いわゆる天然自然の、全くこれは過去から未来まで、私どもの認識では永遠のものである。しかもその土地に定着しなければ人間の生活活動というものができない、こういうものでありますから、普通に人間がくふうし、考え、必要によつて生産し、あるいは移動し、移転する、あるいは増減ができる、しかも必ず消滅する、こういう品物と同じレベルで考えるというところは、基本的にどこかに間違ひがある。こういう趣旨のことを考えてもらいたいために、その点が違ふのです。その意味において商品は、そういう表現をしておるのであります。

すべきである。簡単に申し上げるとこういうような考え方での土地制度、それに伴う地価の問題というものを考えることが、国民全体といえますか、人間生活全体をきわめて必要なことであつて、重要であらう、こういう意味においては現在わが国における土地に関する観念、あるいは土地の取り扱いについての習慣、あるいは法律上の解釈、この点については再考を要する、こういうことを申し上げておるわけでございます。

○吉田(賢)委員 それはきわめて重要な問題を指摘されたのであります。土地につきましても、申し上げるまでもなく、憲法で財産権の保護を約束いたしておりますし、また同時に、私有財産は公共のために用いるという、この責任も憲法二十九条は明記いたしておりますので、これらの関連におきまして、やはり土地なるものの社会、経済ないしは国策の対象として考えるときのつかみ方、考え方を根本的に明確にするという事は、いろんな施策の根本の問題として非常に重要であらうと思つておるのであります。さういふがら現実には地方の経済社会におきましては、土地は最も有利なる投資対象である。土地を買つておけば下がらない。株を買えば暴落もするけれども、土地は絶対に下がらない。土地は一番安全だ。土地への投資は膨大な利益を生むんだという事が現状は支配的であります。ことに私は兵庫原に住み、近畿地方の宅地造成の現状、山も川もすっかり変えつつあるような現状を見ますと、一そうその感が深いのであります。やはりこの点は根本的に考え方をただしておきませんと、将来五兆円の国費を使つても、二十兆円の国費を使いまして、そういうところに無限に吸収せられる危険があると私は思つております。こういうことでありますので、いまの点はきわめて重要な点で、お考え方もともであると思つております。

○戸山山國務大臣 土地政策と申しますか、特に重点は地価対策、こういう問題につきましても国として根本的に考える必要がある、こういう意味で関係協議会というものをつくりまして、現在もそれは続いておるわけでありまして、基本的な考え方は、いま私が申し述べましたような考え方に基づいて、土地政策あるいは地価対策を立つべきである、こういうことから、結論を出して、方向を示して文書にいたしております。いまここに文書をおつておられますから、字句そのものは違つておるかもしれませんが、二つに分けておつて、現下における緊急対策事項、こういうことと、あるいは恒久対策の問題、この二つに分けておられます。

緊急対策事項としては、これは住宅が非常に表面にあらわれておりますけれども、住宅だけでなく土地一般であります。こまかく申し上げませんが、住宅建設を早急に、しかも大量にしなければならぬ。あるいは、いまお説のとおり、道路その他公共事業は、ますます国民経済の基盤整備のために増大していかなければならない。すべてこれは土地を前提といたしております。そういうことでありますから、あえて宅地問題だけではございませぬ。そこで緊急対策事項といたしましては、現下の情勢から考えまして、住宅問題が大きい取り上げられておりますから、とにかく住宅問題については大量に、公的機関による宅地の供給をはからなければいかぬ。道路関係等においては、直接関係ないといへば関係ありませんけれども、住宅地については大量に公的機関あるいは国、あるいはいまも現在住宅公団等でありまして、あるいは地方公共団体、そういう公的機関に

おいてできるだけ大量の、しかも低廉な宅地の供給をはからなければいかぬ、これが第一でございます。それから第二は、都市地域内における土地の高度利用をはかつていく、これが間接には地価対策になる。これがもう一つであります。それに関連していろいろな法律を今度お願いしておるわけでありませぬ。

そのほかに用地取得対策が一般地価対策の大きなねらいであります。用地取得対策として土地収用法の改正をはかる。これは御承知のとおり、現行収用法、いろいろ今日まで御研究願つておるわけでありませぬけれども、事業計画と評価時点のズレによつて地価が、公共事業あるいは住宅大量供給等の仕事を進めると、それに応じてどんどん上がっていくという、この現象をチェックする必要がある、こういう意味で今度土地収用法の改正をいたしたい。結論としては、その当時は事業認定時等の時価によつてきめる。現在、御承知のとおりに裁決—実際、所有権を取得するときこういうふうな法律になつておられますのは、非常な誤解を伴つておるといふことで、事業認定時等の時価による方針で土地収用法の改正をする、こういうことをきめておるわけでありませぬ、今回は結論として事業認定時の時価によるという法案を今明日中に国会に提案することになつております。

上げると、社会正義と申しますか、一般国民観念からいって釈然たらざるものをチェックする、その基本的な考えに立つて税制と土地収用法の改正によつてチェックする、この方針であります。それからまだほかにあつたと思ひますが、書いたものを持っておりませぬから、こまかいことは落ちておると思ひます。

恒久対策といたしましては、土地利用計画をすみやかに立てる。これは早いほうがいいのでありますけれども、御承知のような事情で、農業政策その他と非常な関連がありますから、急速に今日たたいまというわけにはまいりませぬので、恒久対策として土地利用計画をすみやかに立てる。これは目下専門家に委嘱と申しますか、宅地審議会等において検討願つております。

それから地価評価鑑定制度を確立する。これも今日たたいまというわけにまいりませぬ。鑑定士がなかなかそれに応ずる体制ができておりませぬ。これが恒久対策として掲げてあるわけでありませぬ。

ほかにもこまかい点があると思ひますけれども、そういう方針をきままして、税制の問題なり収用法の問題なり、あるいは高度利用の問題なり、大量、これはいろいろ議論があると思ひますけれども、宅地供給の方針を現実の政策あるいは予算措置として出しておる。こういう状況で、おむね関係協議会できめました方針は、緊急対策はすべて理想どおりについておるかおらないかという点についてはやや議論がありますけれども、実現をするという段階にきておる、こういうことであります。

○吉田(賢)委員 第二の前提事項であります。大臣は法曹出身でありますので特別にお伺いしておきたいと思つております。やはり問題を突き詰めていきますと、地価対策は土地の財産権、所有権にぶつかっていくと思つております。それと憲法の公共福祉の関連になつておるか、ともかくといたしまして、憲法十二条、十三条並びに財産権の二十

九条、これをあれこれ比較検討いたしますと、一、財産権の内容としての、私有財産としての土地の所有権と、それから国民としての責任を負わねばならぬと規定してある公共福祉のための利用、すなわち公共福祉のための利用と、それから財産権の保護と、これは一体どういふふうな両方をとらえたいのであるか、公共福祉の前には財産権は影を薄くすべきであるか、財産権というのは公共の福祉に適合する範囲内において法律をつくること、このことを憲法は明示しておりますから、そのどちらに重点を置いたらいいのであるか、一方のみということではできませんが、その辺についての根本的な考え方、とらえ方、これがやはり非常に重要になって、あらゆる具体的施策の策定に影響する問題であろう、こう思うのですが、大臣といましては、公共の福祉が優先すべきとお思いになるのか、財産の所有権が優先すべきとお思いになるのか、両者の一種の混合的な状態が憲法の趣旨であるというふうにお考えになるのだろうか、この辺は一体どういふふうにお考え方としてなるのでございましょうか、これもひとつ明らかにしておいていただきたいと思います。

○瀬戸山国務大臣 私、憲法の解釈というよりも、憲法が明定しておるところが——個人の権利というものは公共のために使うことを憲法は明記しておると思えます。したがってそういうお問いをなさると、これはもちろん公共優先である。憲法はそのことを明らかに規定しておる。いまおっしゃった憲法十二条、十三条、二十九条、全部現行憲法はその思想を貫いておる。かように解釈いたします。

○吉田(賢)委員 そこで事務当局に伺いますが、道路の建設事業費、国と地方合せて、一般道路、有料道路を合せて、並びに国の負担と地方負担を分けて、まず四十一年度における道路事業費の総計以下数字を時間の関係でひとつ要点だけ説明していただきたい。

○尾之内政府委員 四十一年度の道路事業の予算でございますが、国で持ちます分でございます。この

の総額が三千六百二十一億でございます。それから地方で持つ分でございますが、その国の分に対する地方負担が千三百九十一億、このほかに地方が単独で行ないます事業が千五百八十億、合わせまして地方の全体の負担分は二千九百七十一億というふうになっております、なおこのほかに各道路公団あるいは首都公団、阪神公団等が借り入れたります分、その額があるわけでございまして、たとえ道路公団で申しますと、その金額は四十一年度は千四百十三億、首都公団が二百八十八億、阪神公団が二百四十四億、こういう金額が以上申しました国並びに地方負担のほかに借り入れ金としてあるわけでございまして。

○吉田(賢)委員 それからついでに、道路整備計画といまして策定されておりますのは総計どのくらいになるのでございましょうか。これは概算でよろしいのですけれども……

○尾之内政府委員 道路計画という意味は長期計画という意味だと解釈いたしますが、これについて申し上げますと、五カ年間に国が持ちます全体が一兆七千四百七十八億、それから先ほど申しました意味におきます地方の負担額並びに単独事業を合せて申しますと、地方の全体の負担額が一兆四千四百六十六億でございます。そのほかに先ほど言いました公団関係の借り入れ金が、日本道路公団におきまして六千二百五十億、首都公団におきまして千七百六十六億、阪神公団におきまして千億、こういう数字になっております。

○吉田(賢)委員 そのうちで土地買収ですね、用地価格、これはどのくらいの割合になるのでしょうか。

○尾之内政府委員 これは各事業ごとにいろいろその用地も……

○吉田(賢)委員 それではいまのを取り消しまして、具体的に四十一年度に限定しませう。四十一年度に限定いたしましたので、用地取得に要する総経費はどのくらいになるのですか。

○尾之内政府委員 街路事業並びに各公団ごと、首都公団、阪神公団におきますものは用地取

得は非常に多うございしますが、一般道路につきましては大体パーセントといたしまして一六、七、その程度が用地並びに補償費の概略の数字であります。

○吉田(賢)委員 そこでこの用地取得の問題であります。具体的にいま上程になっておりまする国土開発縦貫自動車道建設事業につきまして言うならば、これは用地価格どのくらいになるのですか。

○尾之内政府委員 大体今後やりますもの並びに現在やっておりますものもそうたいした違いはないと思えますが、自動車道路の建設に要します用地費並びに補償費の程度はおおむね二〇％でございまして、建設費に対して二〇％を用地費補償費に要するものと思えます。

○吉田(賢)委員 この二〇％といひ一七％というのは、これは全体、総額の割合と思えますので、したがって都市近郊であると山間僻地の土地であるとかではよほど違うと思うのですが、この辺はこまかい積算の単価があつての結論なんですか、とすれば、一体一キロどのくらいの割合、もしくは面積によつてどのくらいの割合で単価は積算せられたのか、それをひとつはつきりしていただきたい。

○尾之内政府委員 用地費補償費は御承知のように場所によつて非常に変動いたしております。したがって、私どもがここ数年いろいろ統計をとりました、毎年私どもが充てられております実績、それを申し上げておるわけでございまして、したがって、国道なら国道、あるいは地方道から地方道、あるいは自動車道なら自動車道、こういうところによりまして、特にまたどこを通るか、どこを採択するかによりまして非常に変動いたしております。ただそれらを全国的に大数的に言いますと、たゞいま申し上げるような数字になるのでありまして、これは個々に採択いたしております箇所を個別に申し上げる以外に、どこが幾らということとはちよつと一般的には申し上げられない。要すれば

国道でなれば平均どのくらいである、別に地方道で平均どのくらいであるというようなことまではわかりませんが、それ以上のことになりますと、何県のどの地区では幾らということになりますので、ただいまちよつとそういう資料は持ち合わせておりませんので……

○吉田(賢)委員 道路建設の事業費の予算、たとえば財源といたしまして揮発油税あるいは一般財源その他等々いろいろあるようでありますが、たとえば道路整備の特別会計等を通じて見ても、その積算の基礎になるべき予算の土地取得の単価が出てこないとおある数字が出ないのじゃないかというふうなことを考へるのです。これはまあちよつと私自身しろうとですからどうかと思つたのですが、一体どこをどういふふうにおつたか、たとえば建設自身の用地を除いたものならば、これは資料が幾らかか、セメント、鉄、あるいは労力、運賃、運賃、これはさう出ないのだからと思つたので、山の中であるのかあるいは都会付近であるのかとやらわからぬという場合は、これはたとえば建物等の建設物、港湾等の建造物などでしたら比較的はつきりし、すけれども、延々何千キロまた数百キロのものを、ことしやるといふときに、予算単価は、用地についはつきりしないのです。そこで一体それはどこをつかんでおっしゃるのか、たとえば大阪市の付近の土地と岡山、鳥取の境の土地は、価格はこんなにも違ふことは、これはもちろんであるというふうなこともありますので、そこは具体的に、はつきりしておるのであるかどうであらうか、はつきりしないでは予算の積算ができないのではないだろうか。ところが国民がはつきりわからぬということになるのです。その辺は具体的にどういふことになつておるのでございませう。つかんでおられるのかつかんでおられないのか。そうでないに何かも従来の実績等によつて大体このくらいだろうというところで一応出しておられるのであらうかと

うか。大蔵省と折衝なさったりするときは単価問題は相当私に論議したのだらうと思うのです。その辺は一体積み重ねてきたのかどうか、その辺をちょっとはつきりしてもらいたいのですがね。

○尾之内政府委員 先ほど来申し上げておりますのはもちろん全体の平均を申し上げておるわけですが、個々には県道でも一本ごととどこからどの区間というところで積み上げておられます。これはもちろん当該年度をやる前に、前年の六月、七月ころから、いろいろ資料を整えまして、八月、予算要求時期に、各路線ごと、個所ごとに、積算をしております。それを翌年度実施する。さらに、事前設計審査をいたします。その際に、詳細に、いまお話しのような、用地費は幾ら、補償費は幾らという、全部基礎を持っておきますので、個々には全部違うわけでございます。その基礎は、もちろん、その周辺でこれまでやりました道路事業あるいは道路事業がなければ他の公共事業というようなものを参考にいまして、出したものであります。すなわち、すべて積み上げに基づくものであります。こういうことでございます。

○吉田(賢)委員 これは建設省で明らかにしておるのですか。たとえばこの場合ならば道路公団で明らかにしておるのだろうか。予算積算の基礎がすでに積み上げになっておるということであれば、建設省の調査段階あるいは予算をつけるときにはすでに具体化しておるように思うのですが、そうすると建設省でこまかい数字は全部出しておるわけですか。

○尾之内政府委員 道路公団でやります有料道路事業は、もちろん道路公団でそういう積み上げをいたしておられます。それから補助事業につきましては、県でそういう資料を整えまして、設計審査を受けるわけでございます。それから国の直轄事業につきましては、建設省がみずからそういう調査をいたしまして、そういう資料をもって中央で事業認可をしておる、こういうことでございます。

○吉田(賢)委員 そういたしましたら、これは地価に対象をしばってみますと、土地の価格というものは場所によって違います。根本にはさっきの問題のように売り手、買い手でありますし、また、付近の取引価格、売買価格ということであるならば、これはもう相当な資料がなければわかりません。そういうようなことは綿密に一々御調査になっておらぬのではないのですか。

○尾之内政府委員 建設省本省で実際問題として審査の限度がございまして、これはやはりその設計の認可を受ける、実際に仕事をやります者が、現地におきまして、最も妥当と思われる数字を出していただくわけでございます。それを中央で、それがほんとうに妥当であるかどうかということでは実際問題として審査能力がないということになるかと思っております。そういう前後の説明をいろいろ十分聞きました上で一応設計を認可いたしました。あとは仕事を進めました上で、それが若干変動することもありましようし、あるいはそんなに要らなかつたということもあろうと思っております。そういう結果につきましては、建設省における中間検査あるいは竣工検査、そういうような形におきまして現地について確定する、こういう手続になるのでございまして、中央で一々この土地の価格が高過ぎる、安過ぎるということは、よほどの例外がない限りは、実際問題としてはできかねる、これが実情でございます。

○田村委員長 この際、国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案に対し吉田賢一君の質疑中でありますが、都合により、吉田君の質疑を保留し、先刻の理事会の協議によりまして、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案起草の件につき議事を進めます。

本件につきましては、各党間において協議いたしました結果、お手元に配付しましたとおり、その案文が整いましたので、この際、草案の趣旨説明を求めます。井原岸高君。

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和四十二年三月三十一日」を「昭和四十七年三月三十一日」に改める。

この法律は、公布の日から施行する。

理由

特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法に基づく対策事業を引き続き強力に実施して、所期の目的を達成するため、同法の有効期限をさらに五年延長する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

本案施行に要する経費

本案施行に要する経費としては、平年度約二百四十億円、五箇年間に要する経費としては、約一千二百億円の見込みである。

井原委員

委員長の御指名によりまして、ただいま議題となりました特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案の草案の趣旨について、簡単に御説明を申し上げます。

特殊土壌地帯は九州、四国、中国から中部地方にまたがり、シラス、ボラ、コラ、赤ホヤ、花崗岩風化土、富士マサ等の特に侵食を受けやすい性状の土壌でおわれ、その風土的悪条件から、台風、豪雨等による被害が特に著しく、またその農業生産力もきわめて低位なる状況であります。

かかる実情に対処するため、さきに昭和二十七年四月議員立法として、特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法が制定され、さらに昭和三十一年三月及び昭和三十六年四月の二回にわたる期限延長を内容とする一部改正をいたし、かくて同法に基づきまして、治山、砂防、河川改修、農地保全、耕地整備などの対策事業が実施されてまいりました。

今日まで十四年間にわたるこれら対策事業の実績は、相当の効果をあげてきており、同法の目的とする災害防除と農業振興の両面にわたって著しい進歩改善がなされ、地域住民の福祉向上に多大の貢献をなし、大きく感謝されておりますが、しかしながら、シラス対策、ボラ、コラ、富士マサ排除等の特別な補助による農地保全事業を見ましても、十四年間に二万六千ヘクタールが実施されたにすぎなく、さらに今後農業構造改善事業等も積極的に進めなければならぬので、これら特殊土壌対策の実施は緊急を要する次第であります。

また、本法の主旨と表裏の関係にある後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特別に關する法律及び地方交付税法における特別な財政措置は、本法の重要性を裏打ちするものでありまして、本法の期限延長によって、今後このような特別な措置をあわせ継続していく必要があると見ます。

この際、新たな地域開発の構想に立った事業計画を策定し、より効果的な対策を強力に推進することこそ、国土保全、民生安定のみならず、わが国施策の命題である社会開発、所得格差の縮小の見地からも、その重要性はまことに大きいものであると信じます。よって、本法は来たる昭和四十二年三月を最終期限とする時限法でありますので、ここに同法の一部を改正し、昭和四十七年三月三十一日までその有効期限を延長して、所期の目的を完全に遂行してまいりたいと存するものであります。

以上、草案趣旨について簡単に御説明を申し上げますが、何とぞ本案を成案とされ、委員会提出の法律案として御採択あらんことをお願い申す次第でございます。

○田村委員長 ただいまの井原岸高君の説明につ

きまして御発言はありませんか。——別に発言の申し出もありませんので、この際、衆議院規則第四十八条の二の規定により、政府に意見があればこれを許します。経済企画庁長官藤山愛一郎君。

○藤山国務大臣 たいま御提案の本法の趣旨につきましては、政府としても異存はございません。なお、できましたら企画庁としては最大の努力をいたしまして善処いたす方針でございます。

○田村委員長 おはかりいたします。特殊土じよう、地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案の草案を、本委員会の成案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

引き続きおはかりいたします。国会法第五十条の二の規定により、本委員会提出の法律案とするに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

なお、本法律案の提出手続等につきましては委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○田村委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

○田村委員長 再び国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。吉田賢一君。

○吉田(賢)委員 大臣にちょっとお伺いしたいのですが、地価の問題をめぐりまして用地取得が難航したり、もしくはいろいろな思惑が加わったり、あるいはそのために事業の設計あるいは施行、進捗がかなり影響を受けておるといことは申すま

でもないのではありません。

そこで、いまの道路局長の御説明によると、たてまとして、形としましては従来の実績によつて地価の単価をきめ、積算をし、こまかいことは本省で調査はできておられぬけれども、地方からの答申等いろいろとそのような調査が前提となつて予算が組まれているのでおのですね。これは無理からぬと思うのですが、ただ私が疑問としますことは、地価問題に対する政府の考えがしんとして、そして利害関係のある地方公共団体がこれに協力する、そういうことができるのとはできないのとの、道路計画は進行の上にも計画の上にも、また予算の効果の上にも重大な影響が生じてくると思うのです。そこで、実はいまの屋之内局長の御説明は、わかつたようで結局わからぬのです。私を言わすなら「まっ」とオープンに、たとえば国民に公開して、道路計画の内容をすばたと明らかにして、そして地方公共団体に積極的協力させ、憲法の基本原理に基づいて公共性を尊重することに国民はみんな協力する、こういうことに持つていくことが一つの政治力であり、行政のあり方だ、こう思うのです。早い話が、どこへ道が通るのか地方の人はわからぬのです。このあたりを通るのだという事は聞いています。も、そこにいろいろな思惑があります。あるいはまた揣摩推測もあります。地方におきましても、御承知のとおり都市計画もあるし地域開発もあるし、あるいは農業計画もあるし山林計画もあるし、あるいは道路計画もあるし、いろいろな計画をみんな持つておるわけです。しかし、つとこの施策として、たとえば自動車縦貫道路ができるというような場合でもはつきりしないのです。しませぬの、これがやはり問題がもつていく一つのものになるのじゃないだろうか。

そこで私は、問題を解明して解決するための有力な一助として、この際やはり方針として、道路計画というものはかなり詳細なものを政府で策定して、策定したものは公にして協力を求める、こういうふうを持つていけぬものだろうか。最後の

最後まではつきりしません。建設省においても、たとえば道路公団の扱うものは道路公団に行かなければはつきりしないし、こういうことになりまので、利害もありまますし弊害も伴うだらうけれども、ともかく用地問題というものをとつと大胆に明らかにするといふ態勢をとる、そういうふうになつていくのではないかと、私は地価問題はいよいよむずかしくなると思うのです。地方で土地屋がどれだけ暗躍するかわからぬのです。どれだけこれが弊害をもたらすかわかりませんので、これに巻き添えを食うとはいひませぬけれども、私はやはりもとがしんとしないといふようなことが一そう激しくなるのじゃないかといふことを憂えておりますので、結論的にお尋ねしたいことは、計画の内容を国民の前にオープンにできないものか、してはどうか。たとえば、こまかい詳細な法律案が国会に出されるがごとくに、この道路計画の内容を明らかにして、各公共団体に協力をさす、求める、みんなする、こういう態勢を持つていくことが非常に重大な施策であらう、私はこう思うのですが、どういふものでございませうかね。

は、事実上不可能と言ふとおかしゅうございませが、不可能と言つていくらいでございませ。ただ、いまのお考えの中に、今度御審議を願つております国土開発に関する高速自動車道路網、こういうものはまさにいまおっしゃつた趣旨の一端を示すものである。しかしこれととも、何番地の何番地先を通るのだといふことは、これはこまかく調査をいたしまして設計いたしませんと、いよいよここですよといふことは、そう早くから示すわけにいかない、これは御理解願ふと思ひます。

今度の高速道路網にいたしまして、この地帯を通る、こういうことを国民の皆さんに法律をもつて示して、そしてこれに御協力願ふ、この程度はできますけれども、その段階で何番地のどの地域を通るんだ、この土地を要するといふようなことは、精査をいたしまして、詳細な計画を立てて、その段階で告示をする、これがいわゆる今度土地収用法で御審議を願ひたいと思つておられます、事業認定の告示をしたときにそれが明らかになる、こういうよりほかにと思つておるわけでありませう。

○瀬戸山国務大臣 いまのお話は、お気持ちと申しますか、趣旨としてはよくわかるのであります。けれども実際御存じのように、非常に長い延長のあります道路等について、これを一挙に計画を明らかにし、しかもこまかい通過地点あるいはもう少し細部にわたつた、どこその土地を必要とする、こういうところまでいきますには、御承知のとおり一応この地帯に道路をつくる必要がある、それから調査をして、どここの何番地を通つて、こういうふうな線形でいくのだといふようなことに相当の時間がかかるわけでありませう。それがきまりましたときには、もちろん公に告示をして、これは街路計画にいたしましたも、国道、地方道にいたしたましても、その告示をして仕事をやるわけにございませぬ。ただこれを全国のもの

○吉田(賢)委員 大臣がかなり進歩的な土地に対する考え方を持つておるから、私は実はお尋ねするわけでありまして、やはり従来と同じように成り行きでやつて、たとえば一兆円の予算を組んで家を何ば建てる、道路をどんな延長のものをつくるといふことも、実は経費がかかつて実績があがらぬといふことを繰り返すならば、こんな質問は要らぬことなんでしょう。しかしでき得べくんば地価というものがどれだけ社会政策、経済施策等によい悪影響を与えつつあるかわからぬといふような現段階におきましては、やはりそれらの点についてどうすれば根本的にその弊害を少なくすることができるといふことを、これは大臣のような方において打ち出して、よしんばこの内閣がそれをやり遂げ得なくても、一つの方針として出されていくことが、私は必要だと思つておるのです。たとえばいま伺つてみましても、これは要するに机の上の数字です。絶対にそうです。でありますので、

何ぼ要るやらわかりません。相手次第、状況次第、場所次第、条件はなかなか簡単じゃありません。ましてや中央はつかんでおられないというところになりますので、やはりこのところは安上がりで造成ができるということにしなければ、親方日の丸だから何ばなりと国民の税金を食え、一千三百億円の公債発行をしたが、なればまた一兆円でも二兆円でもよろしい。借金借金で土地の取得をしていくというような政策を繰り返していきましたら破産しますよ。これは基本的な問題だからお尋ねしたいのだが、一体今日の問題は、全体的な縦貫自動車道路も重要であります。けれども地方道、市町村道というものでこぼこで荒廃してきた姿というものは、どれだけ住民のために大きな、言わなければ不便を感じ、切齒扼腕せんばかりにこの問題について嘆いておるのです。一億円を地方の小さい道路に振り向けてごらん下さい。住民は手を合わせて喜びますよ。ここに私は、この重大な問題と取り組んで、膨大な予算を使っていこう、投資をしていこうという、社会投資の一つのあり方としまして、その根本はもっと何とか対策を立てて——いま私が提言しましたことは必ずしも全体の解決をするものではありません。ありませんが、もっと明らかにしないから協力しないのです。お互いが探り合うからよけいかなぬのです。公共団体等の財政はいまどうにもならぬのです。ほんとうにどこもかも行き詰まりです。これは御承知のとおりであります。この公共団体自身にしましても、それぞれ負担していくのでありますから、国は国としまして範を示して、できるだけ安上がりという地価対策に踏み切る以外に手はないだろうと思うのです。そう思いますので、いまのようなことも一種の方法ですけれども、申し上げた次第なんです。だから国のなすべき道路施策、道路の整備事業、それから末端の市町村の道路の整備問題というものは均斉のとれた発展をしていくという姿があるべきことじゃないか。大きなやつを整備したら、小さなやつは自然に便利になるという考え方はなしに、ほんとうに地方

開発、社会資本の投資というものは、そういう点にむつと重点を置いてほしいと思うのです。大きなところでもちょっと節約できたら、小さいところはずつと充実していきますから、こういう意味でお尋ねするのです。だから今度の場合におきましても一段と市町村道路なんかについても、これは国の施策の一環として、できるだけ充実整備していくようにしてもらいたい。若干の予算を組んであるのも存じておりますけれども、これは足りません。足りませんので伸びも少ないです。本年度の予算におきましては、山の植樹なんかの予算を相当切ったりしておるような、そんな状態にもあるのであります。少しのことで非常に助かる面があるのに切つてまで、そうして大きな金が要るところはたいへん野方図。必ずしもこの場合野方図とは申しませんが、この辺が大事な点ではないかと思えますので、一段とこはくふうをしてもらわなければいけません。御意見を承りたい。

○瀬戸山国務大臣 後段でお話しになりました地方道の整備は、御承知のとおり今後力を入れていかなければならぬと思えます。それから用地の問題、地価の問題、これは先ほど申し上げましたような方式で地価対策を強力に進めるべき段階だと思っております。したがって土地収用法等の御審議を願って、ぜひこれは成立をさせていただきたいと思えますが、問題は法律ばかりで済まして、その趣旨を生かすという行政が行なわれなければ実効がありませんので、率直に言つて、いままでのこの問題に対する行政というものは必ずしも十分でなかつた。そういう意味で、私もこの地価対策というものを真剣に取り上げておるのでありますから、それが実効が伴うような行政のあり方をやっつけていかなければならぬ。これは建設省だけでなく、政府全般の姿勢でなければならぬ、かように考えておるわけでありませう。

○吉田(賢)委員 これで終わります。

○田村委員長 稲富君。

○稲富委員 時間がありませんので、一、二点大臣にお尋ねしたいと思えます。

まず本法の第一条、ただいま御説明がございましてが、本法の目的は、末尾に「高速幹線自動車道を開設し、及びこれと関連して新都市及び新農村の建設等を促進することを目的とする。」とあります。本法でこの目的とされておる新農村の建設とはいかんなる農村の建設をなさろうというお考えであるか承りたい。

○瀬戸山国務大臣 ここで農業政策を論ずるだけの知識はございませんが、率直に申しまして、いま皆さんに御心配願つておりますように、いろいろな努力をしまして、農業政策の改革、あるいは農村振興策がとられておりますが、いろいろな諸条件がありますけれども、道路交通輸送、この不整備によつていろいろな改革が進まない。ここに大きな欠点があると思つております。流通の問題とかいわれておられますけれども、新しい経営をやろう、あるいは農業構造改善事業を局地的にやりまして、問題はその成果を十分に活用するだけの道路輸送体系が整つておらない。こういうところには大きな基本的な欠陥があるんじゃないかと思えます。しかも、日本は何といつても工業立国といえますけれども、農業に相当なウエートを置かなければならないことは、申し上げるまでもないこととあります。しかし農村が、先ほど吉田さんが言われましたように、こういう交通輸送状況ではどんなにくふうしてもその成果があらぬ。こういう趣旨で、その先の農業政策をどうするかというところは、農林省にあるいは専門的に検討してもらわなければなりません。私はそういう基礎条件をつくるのが新しい農村といえますか、進んだ農業経営のできる前提である、かようなことを申し上げておるわけがございませう。

○稲富委員 私は、この際農村問題を議論するわけではございませんが、この目的のところにある新農村の建設というものは、農村全体の政策というものは、それほどこの法律によつてやろうというような計画じゃないかと思えます。道

路をつくることによつて新しい農村ができるのじゃないか、そうなるかと第六條の二に、「新都市又は新農村の整備又は建設」となつておる。この整備というものはどういふ意味か。いま申されたように非常に大きな意味であるか、こういうものが起こつてくる。それでこの点もあわせて承りたいと思つておる。それで、私はここで大臣と農村問題を論議しようとするものではありませんが、この道路をつくることによつて最初は中央道——山間部を道路が通る。そうするといままで未開発だったところに新しい農村ができるんだ、こういうような意味から、最初に新農村建設をするんだ、こういうような意味がうたわれたのじゃないか、こう私は思いますので、これを実施し、さらにそういう意味で新農村の整備または建設という問題掲げているのじゃないか、こう私はまずお伺いしておるわけなんです。いま大臣の御説明になりましたのは、非常に広範な農村建設の一助としてやつていこうということになりませう、また大きな点から私がお尋ねしては、私、時間がありませんので、なぜこういうことを聞かんと申し上げますと、最初に中央道ができませんときは、この中央道を中心といたします未開発の農村ができるのじゃないかというねらいがあったのではないかと思つておる。今後こういう道路が各地にできると、今度は逆に農耕地を通過して道路ができるということになりますと、農村の建設どころか、逆に農村が破壊されるという問題が起こつてくる。こういうことも考慮に入れなくちゃならないのじゃないかという問題がありますので、私はお尋ねしておるわけがございませう。

○瀬戸山国務大臣 新農村あるいは農村の建設というところでございませうが、これは必ずしも何もなかったところに新しい農村をつくる、それだけではないと思つておる。しかしそれが非常に大きい部分もあると思つておる。私が前に申し上げておりますように、日本の道路網というものは人口三

千万時代の道路網が現在の道路網ということになっております。したがって、この一億をこす人口が活動する舞台が狭い。これが今日の各種の弊害を来たしておる大きな基であろうと思ひます。そういう意味におきまして、まだまだ道路交通等の体系が整いますと、新しく利用すべき農村もできる、当然にそうだと思ひます。また既存の農村におきましても、農業政策の転換もありましようし、あるいは文化交流の問題もありましようし、必ずしも全然なかつたところだけとは考へておりませんが、なかつたところの開発が非常なウエイトを持つておるといふことは、この道路網整備によつて可能になる。しかもこの道路網整備いたします以上は、現在、従来の道路交通状態を中心にして、この道路網に沿つて農村なり都市なりを総合的に計画すべき段階になるのだから、またこなければならぬ。そういう点は経済企画庁あたりとあわせて大きな問題として今後の国全体の、農村あるいは都市といわず整備計画を考へてこれに沿つて立てるべきである、かように考へておるわけでございます。

○稲富委員 この農村道路建設にあたりまして、いま申し上げましたように、この道路は新農村の建設をするということが一つの目的になっておりますので、あるいは道路の設定に對しましても優良なる農耕地等がこれによつて破壊される、こういうことはよほど考へなければいけないので、こういうことには考へておられるのかどうか、こういうことを伺いたいと思つておるわけでございます。

○瀬戸山國務大臣 その点は私もそう思ひます。ただ日本の地形は御承知のとおり非常に複雑でありますから、必ずしも農耕地を全然避けるということとは不可能でありますけれども、できるだけ既耕地は避けられる可能性のあるところは何とか避ける。これが眼目であらうと思つておるわけでございます。

○稲富委員 さらにこの問題でお尋ねしたいと思ひますのは、今日農村の現状というのは、御承知のとおり東北地方を主体といたしまして、農閑期その他においても農村に収入が少ないために出かぜぎ労働者といふのが非常に多いのでございませう。おそらく今日農村の出かぜぎ労働者といふのは百万に近いだらうといわれておられます。しかもこの人たちは各地に出かぜぎに出まされて、就労しているところはほとんど建設事業に六〇%以上就労している。ところがこれが逆に今度は農村においては家庭悲劇を生んでいるというような事実も非常にあります。そういう意味からこの道路建設が農村建設の目的を持つておるといふ点から申しましても、できるだけこの事業に對しては、農村の出かぜぎの人たちを多く使うようにする。そして農村の現金収入等の道を開き、遠くに働きに行かないでも、その地元において就労ができるような方途を考へる、こういうことの第一環としてこれが実施に当たつてもいい、こういうことをわれわれは考へておるわけでございます。これが對して大臣はどういうふうにお考へになりますか。

○瀬戸山國務大臣 全く同じ考へを持っておりませう。御参考までに申し上げておきますが、一般道路の整備につきましても、私も出かぜぎ状況といふのを調査いたしました。正確な統計はございませんが、実際は非常に多いと思ひます。その傾向はわかりませう。そういう意味で四十一年度の一般道路の地方配付についても相当考へておられる。こういうことでありますから、こういう大規模なものは当然に労働対策からいっても、あるいは出かぜぎ対策からいってもやるべきである、かように考へておられます。

○稲富委員 今日、本法によりまして別表に道路線の予定というものが決定されておるのでございませうが、これに對しては必要度、緊急度といふものはあると思つてございませうけれども、どこから工事を始めるかという緊急必要度はどういふことによつて決定になるのか、この点承つて

おきたい。
○瀬戸山國務大臣 今度の案は全体で七千六百キロ口であります。これは一挙というわけにはもちろんまいませう。いま一番早くやりたいといふのは、かねがね申し上げておられますように、青森から鹿兒島までのいわゆる縦貫自動車道路、これは御承知のとおりある部分はまだできておりませうが、これはどうしても早くやるべきである。といひますのは、それまで一般道路の整備がおおむね済みますから、これを結集して全部つなぐといふ意味でそれを考へておるわけでございます。もちろんそれだけではございませうが、財政とのならみ合わせであつてやるところがあると思ひます。それは今度現状及び将来を見て順位をつけてやりたい。こまかい点は今後の検討にいたしたい。かように考へておられます。

○稲富委員 そうしますと、九州におきますかつての横断道路、大分―長崎間、これは私たちが中央道、関西とつながりが非常に距離になるといふ考へで、これの必要は非常に考へておるわけでありませうが、これに對する私たちの期待といふものは、長崎―大分、さらにこれに結びます四国の縦貫道路、大洲から徳島に行く線、さらにこれが関西に行く線に結びつく、こういうことにおいて非常に距離が短縮されることをわれわれは期待しているわけでございますが、これに對してお尋ねしたいのは、この予定線を見ますと、長崎―大分まではできております。大洲―徳島間は予定路線の中に入れておられます。この間の佐賀間―三崎まではフェリーボートの計画があるといふことも承つておるのでございませうが、そうしますと、佐賀間と大分間、三崎から大洲間、この間はこの予定路線の中に入れていないわけでありませう。私たちは九州横断線といふものは非常に意義を持つものであると思ひますが、何のために大分―佐賀間、三崎―大洲間を路線の中に入れていないのであるか、それとも別々の何か計画があるといふことなのか、この点の計画をお示し願ひたいと思ひます。

○尾之内政府委員 今回提案いたしております道路網につきましても、他にもそういう箇所があるかと思ひます。たとえば空港へつなぐべきところ、あるいは港湾につなぐべきところがあるかと思ひますが、今回の七千六百キロはおおむね主要な地点を結ぶということとどめたわけでございます。いまお話しの大分―大洲間についても、そういう議論があつたのでございませうが、これに類する問題が、たとえば木州と四国を横断する架橋問題と関連してあるわけでございます。そういうようなことがほかにもございませうが、先ほど申しましたように主要な地点を結ぶものを幹線道路と考へておる。またそれに入りませうところは、他の方法によりまして自動車専用道路あるいは他の国道の整備等によつて十分機能が達し得る、こういうような考へで選んだものでございませう。さう御了承いただきたいと思ひます。

○稲富委員 主要な都市をつなぐということになりますと、私先刻申し上げましたように、九州横断線といふものは、この四国との横断があることによつて非常に存在の意義があるので、主要であるといふならば、やはり大洲―大分といふのは非常に主要路線に入るわけでありませう。この間を開発幹線自動車道路網から外して、別個に計画を立てる、あるいは自動車専用道路をつくるというふうなことは、ほんとうの幹線自動車道路だといふ感じがするわけなんです。これは今後横断道路が進展するに従つて追加して入れるというふうな計画があるのか、いまおっしゃつたように、全然別個なものとして再考する、こういうことであるのか。この点は、われわれは必要上一貫しなければならぬ。両方をつなぐ道路の生命はここにあると思つておる。せつかく幹線道路があつて、その中間で中断するといふことは幹線道路としての意味をなさないといふことになると思つておるわけですが、これはどうですか。
○尾之内政府委員 今回の考へ方はさうしたといふことを申し上げておるのでございませう、今後

将来にわたりました全般的な自動車道路網がこれ
で十分であるかどうかという事は、別個の問題
であらうかと思ひます。私どもが今回提案いたし
ました七千六百キロはそういう考え方のもとにま
とめた、もちろんそれに入っておりませんものに
全然他の方法でもやらないのかということにつ
いては、国道の整備あるいは他の方法によりまし
て十分機能を達成するようにしたい、こういうこ
とを申し上げたつもりでございます。

○稲富委員 局長は七千六百キロにこだわって
らっしゃるようだけれども、今度の道路計画とい
うのは七千六百キロを限度とする必要はないだ
ろうと思う。必要ならば、七千八百キロにな
ろうとも、いわゆる幹線道路としての使命を果
すということが目標でなければならぬと思ひます。
それならば、主要な道路としてつながらざる
の中間をのける、しかもこれは非常に重要性が
あるために、フェリポートの計画もあるというこ
とを聞いておりますが、なぜこれをつながないの
か、どういふ意味があるのか、この点私たちの
最もふに落ちないところなんです。なぜこれをつ
なごうとおっしゃらないのか、この点は総キロ
数にこだわらないで、当然三崎までと、佐賀関、大分
までというのはこの計画に入れても差しつかえ
ない、また入れるべきである、こう考へるので
ありますが、大臣いかがですか。

○瀬戸山國務大臣 先ほど道路局長からお話
いたしましたように、今度の道路網は、おむね
現在及び将来重要な主線であると思はれるよう
なところから高速自動車道に二時間以内に来
れる、こういう想定で立てております。いまお
話のように、四国は島でありまして、その間
がとぎれる、これはちよつとこれとは話が違
つてきますけれども、中国筋と四国とつなぐ
のになぜこれに線を入れられないかというお
話がありました。それは別途措置をとりたい、
そのほうが効果的であらう、こういうこと
を申し上げておりましたが、この路線の進行
に際してまた追加すべきところは追

加する段階もあると思ひますけれども、むしろ
それよりも別途の方法を考えたいほうが早く
この事態、この問題のところが解決するだ
らう、こういうことでございます。

○稲富委員 船の場合は中断されてもいたし
方ない、ところが船に行くまでのところが途
中で切れてしまふという事は、幹線道路から
除外される、という事でございます。どうい
うわけであらうか、なぜ幹線道路を大洲から
三崎まで、大分から佐賀関まで延ばさな
いか、そうすることによってこの道路とい
うものが、フェリポートもその計画の中
に入つて、完全なる幹線道路となつて
来るのだが、この点をどういふふうにする
か、そういう御意思があるかどうか。

○瀬戸山國務大臣 そういう場合もあり得ると思
ひます。

○稲富委員 それじゃ結論として、これに
対しては、いま大臣の言われたように、十分
幹線道路としての意義を持ちますよ、そう
いふ方途に將來進んでいくように十分なる
配慮を願ひたい、こういうことをお願い
申し上げます。

○田村委員長 これにて本案に対する質疑
を終了するに御異議ありませんか。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よ
つて、本案に対する質疑は終了いたしました。

○田村委員長 御異議なしと認めます。よ
つて、本案は原案のとおり可決いたしま
した。

○田村委員長 たいま議決いたしました国土
開発縦貫自動車道建設法の一部を改正する
法律案に對して、自由民主党、日本社会
党、民主社会党を代表して、井原高君外
二名から附帯決議を付すべしとの動議が
提出されております。井原高君、提出者
から趣旨の説明を求めます。井原高君、

○井原委員 私は、自由民主党、日本社会
党、民主社会党を代表して、次の附帯決
議案を提出いたします。案文を朗誦いた
しまして趣旨の説明にか
えます。

国土開発縦貫自動車道建設法の一部を改
正する法律案に對する附帯決議(案)
政府は、国土開発縦貫自動車道網の整備を
推進するに當つては、特に左の諸点に留意
し、これが実施に遺憾なきを期すべきであ
る。

- 1 道路整備費の主要財源たる揮発油税の
収入には、今後、多くの期待をかけるので
、道路整備特別会計に十分なる一般財源
の投入を図る等、強力なる財源措置を講
ずること。
- 2 道路の無料公開の原則に基き、国土開
発縦貫自動車道に關しても、この際、料
金体系、資金の投入並びに償還方法等、
有料制度自体の内容について合理化を図
ること。
- 3 七、六〇〇軒におよぶ国土開発縦貫自
動車道網の用地の取得、並びに工事の
執行体制に万全を期するとともに、特
に、路線の選定に當つては、極力、農
耕地を避けるよう配慮すること。
- 4 取付道路等、国土開発縦貫自動車道
の建設に伴う関連公共事業については、
窮乏せる地方財政の实情を勘案し、十
分なる考慮を払ふこと。

5 今後、道路整備五箇年計画の改訂に
當つては、国土開発縦貫自動車道の整
備事業が、一般道路事業(殊に地方事
業)を圧迫せざるよう、特に配慮す
ること。

右決議する。

以上であります。何とぞ御賛同のほど
お願い申し上げます。

○田村委員長 以上で趣旨の説明は終
わりました。別に発言の申し出も
ありませんので、これより本動議に賛
成の諸君の起立を求めます。

○田村委員長 起立総員。本動議は
可決いたしました。よつて、井原高君
外二名提出の動議のとおり本案に
對して附帯決議を付することに決
定いたしました。

○瀬戸山國務大臣 たいまの附帯決議の
御趣旨をこの際、建設大臣から
発言を求められておりますので、
これを許します。瀬戸山建設大臣。
○瀬戸山國務大臣 たいまの附帯決議の
御趣旨をこの際、建設大臣から
発言を求められておりますので、
これを許します。瀬戸山建設大臣。

○田村委員長 おはかりいたします。
たいま議決いたしました本案に
關する委員会報告書の作成等につ
きましては、委員長に御一任願
ひたいと存じます。御異議ござ
いませぬか。

○田村委員長 御異議なしと認め
ます。よつて、さよう決定いた
しました。

午後零時十一分散會

建設委員會議録第十一号中正誤

ハシ 段行 誤

正

ニ シ フィジカルポリ
ニ シ フィスカルポリ

建設委員會議録第十七号中正誤

ハシ 段行 誤

正

ニ 三 末 ありまして。

三 四 六 贈与税 譲与税

六 二 七 ござります、 ござります。

昭和四十一年四月二十五日印刷

昭和四十一年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局